

社会保険



「教えて城間先生!!」

Vol.8

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。
今回は定年退職を1か月後に控えた従業員に対しての
年休の新規付与についてです。

Q

当社では年休の付与基準日を4月1日としていますが、4月30日に定年を迎える従業員がいます。この従業員にも年休を新たに付与する必要がありますか？按分付与は可能でしょうか？



事務担当者

A

所定の年休付与をしなければなりません。また、按分付与は認められません。



城間先生

Q

わかりました。でも、繰越分を考えると消化できない場合もありますよね？

A

このケースでは、4月1日に新たな年休が付与されることとなりますが、繰越分も考えると4月30日までにすべての日数を消化させることが出来ない場合もありますが、それにより定年退職日を延長する義務はありません。就業規則で規定されている定年退職日の時点で使い切れない年休日数はそこで消滅することになります。

Q

わかりました。では、定年退職後に再雇用を行う場合はどうなりますか？

A

定年再雇用時の年休の取り扱いにより、60歳定年退職後に、引き続き嘱託として再雇用される場合、退職とはいえ、実質的に労働関係が継続していると考えられるため、勤続年数もリセットされずに通算され、年休日数も再雇用後に引き継がれることとなります。

Q

では、年休を買い取ることは可能ですか？

A

原則として、年休を金銭で買い取ることは出来ませんが、退職により消滅する年休を使用者の判断により恩恵的に買い取ることは認められます。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

3月：4日(金)、11日(金)、18日(金)、25日(金)

4月：1日(金)、8日(金)、15日(金)、22日(金)

□ 各午後1時から午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

